

若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する（その64）

河内川ダム建設の無駄と無謀 その④⑥

ひそかに設計変更された河内川ダム 「多目的ダムから洪水調節専用ダムへ」

（小浜市）松本 浩

福井県は国と謀り河内川ダム事業で多額の交付金詐取を計画し且つ実行した。試験湛水は施行されておらず、「多目的ダム竣工」とは民を欺く詐欺である。

福井県（西川一誠知事）が国土交通省の承認を得て「河内川ダムの全体計画変更」（多目的ダムから洪水調節専用ダムへ目的変更）を行った平成21年（2009）6月2日から3ヶ月後の同年8月30日、「コンクリートから人へ」、「できるだけダムに頼らない治水」をスローガンに掲げた民主党が衆議院総選挙で自民主党を破って政権についた。

しかし、自公政権から民主党政権へと国土交通大臣は交代したが、国交省の河川局官僚は強固なダム推進派のまま交代することはなかった。

それでも、さすがに河川局官僚も民主党政権の「脱ダム路線」を正面から否定はできず、自公政権のダム推進路線は一定の困難に直面した。

政権交代という思いがけない情勢のなかで、河川局官僚（水官僚）たちが選択したのは「一時的迂回作戦」ともいべき狡猾なダム継続路線だった。

平成22年9月、民主党新政権から「河内川ダム検証」の要請を受けた福井県は、「関係地方公共団体からなる検討の場」として同年9月28日、福井県土木部長・小浜市長・若狭町長・学識経験者で構成される『河内川ダム検証 県・市町検討会』を設置し、以下の日程で「検討会議」を開いた。

第1回 平成22年10月28日
県庁6階大会議室

出席 近藤県土木部長 松崎小浜市長 森下若狭町長 外

第2回 平成22年12月5日
若狭町歴史文化館2階講堂

出席 近藤県土木部長 松崎小浜市長 森下若狭町長 外

第3回 平成23年3月17日
若狭町歴史文化館2階講堂

出席 近藤県土木部長 松崎小浜市長 森下若狭町長 外

第4回 平成23年6月1日
若狭町歴史文化館2階講堂

出席 西山県土木部長 松崎小浜市長 森下若狭町長 外

本件「検討会」による「新規利水参画者」（小浜市・若狭町）の河内川ダム検証は概略次のようなペテン的手法で行われた。

1. ダム事業参加における「利水目的の必要性和その正当性」の確認（小浜市上水道・若狭町上水道・若狭町工業用水道・若狭町かんがい用水）。
2. ダム事業参画者（小浜市・若狭町）のダム事業参画意志の再確認。

小浜市（松崎市長）は「南川の地下水源は水位低下がみられ、北川の地下水源も塩水化の危険がある。河内川ダム事業参画により安定水源を確保したいので河内川ダム建設の早期完成を希望する」旨の意見を陳述した。

3. 「ダム事業参画による利水」をダム以外の事業で実現する代替案の抽出【河道外貯留施設（貯水池）、ダム再開発（かさ上げ・掘削）、他用途ダム容量の買い上げ、水系間導水、地下水取水、ため池（取水後の貯留施設を含む）、海水淡水化、水源林の保全、ダム使用権の保全、既得水利の合理化・転用、濁水調整の強化、節水対策、雨水・中水利用】及び同代替案の検討。

4. 上記代替案から次の4代替案を選出し、その実現性、経済性（事業費）など、河内川ダム事業との優劣を比較検討する。

① 河道外貯留施設（貯水池）

選出理由:「中流域に水田地帯があり、適用が考えられる」

計画概要:「北川沿川（若狭町瓜生・関地区）中流部の水田に貯水池を新設する」

工事概要:「貯水池1式（貯水容量165万 m^3 ）」

補償物件:「用地補償42ha」

総事業費:「約100億円」

② 水系間導水の検討

選出理由:「北川水系外の河川から必要な水量が確保可能か確認する必要はあるが、適用が考えられる」

計画概要:「南川上流域から導水路トンネル（延長26km）により、自然流下で河内川下流部へ導水する」

検討結果:「南川の流況では昭和54年～平成21年の31年のうち25年間で新規利水の開発量を確保することができず、概算事業費も約180億円となり、ダムの新規利水の残事業費約23億円よりも明らかに高い。よって、水系間導水は、対策案として適用できない」

③ ため池の検討「新規利水容量165万 m^3 を確保するため、北川流域内の18箇所

の既存のため池のかさ上げと、不足する分の容量を持つため池の新設を行うものとして検討する」

検討内容:「既存ため池については15mまでのかさ上げにより、18箇所合計で140万 m^3 の容量を確保する。不足分の25万 m^3 については標高15mのため池4箇所新設することにより確保する」

検討結果:「既存ため池のかさ上げ、および新設の検討を行った結果、合計約200億円の費用を要することとなり、ダムの新規利水分の残事業費約23億円に対しコストが高くなるため、ため池案は対策案として適用できない」

④ 海水淡水化

計画概要:「小浜湾に海水淡水化施設を建設し、各利水参画者（小浜市上水道、若狭町上水道、若狭町工業用水道、若狭町特定かんがい）までそれぞれ導水するものとする」

工事概要:「海水淡水化施設1式」

補償物件:「用地補償4.6ha」

検討結果:「対策案として適用の可能性はある」

総事業費:「約360億円」

5. 上記「①～④代替案」を検討して、

②「水系間導水」は、「ダムの新規利水分の残事業費に対しコストが極めて高く、必要な量も確保できないため」詳細検討の対象としない。

③「ため池」は、「ダムの新規利水分の残事業費に対しコストが極めて高いため」詳細検討の対象としない。

6. 残る代替案①「河道外貯留施設（貯水池）」及び④「海水淡水化施設」を詳細検討の対象として現行の「ダム案」と比

較検討する。

本3件を、コスト、実現性、地域社会・環境への影響等から総合的に評価した結果、現行「ダム案」が「新規利水の対策案としては、時間的観点からみた実現性(用地買収が完了している)や地域社会への影響(用地買収が完了している)について他の案に比べて優位であり、コストが一番小さいダム案が最も適当である」との結論に達した。

7. 平成23年6月1日の「第4回検討会」の上記「ダム継続を可とする」との結論を同年6月9日の「福井県公共事業等評価委員会」が了承し、同年10月27日に国交省の「河内川ダム補助継続」決定を得る。

上記の経過から明らかなように福井県は、国土交通省河川局官僚と諮って現行の河内川ダム計画を予定どおり推進するため、「ダム計画」よりもっと無駄でもっと荒唐無稽な愚策をダム計画に対置して「比較検討」させるという「茶番の検討会議」を積み重ね、「やはり現行のダム計画が一番適当」との筋書きどおりの結論を導き出して国に報告、民主党政権の国土交通大臣から「河内川ダム補助継続」の決定を騙し取ったのである。

民主党政権が河内川ダムの検証を要請した平成22年9月の時点では、既に前年6月の「全体計画変更」によって河内川ダムは、「多目的ダム」から「洪水調節専用ダム」に変更済みであったのだから、「河内川ダム検証 県・市町検討会」が「多目的ダム」としての河内川ダムの必要性や正当性を検証するなどということは到底許されない破廉恥な詐欺行為である。

しかし、国交省河川局官僚と福井県は、洪水調節専用ダムとしての河内川ダムの「必要性」や「正当性」を検証することは、「できるだけダムにたよらない治水」を掲げて政権

について民主党に対して、さすがに躊躇した。

・・・北川の流域面積210.2平方キロメートルに対して、その最上流に計画された河内川ダムの集水面積(14.5平方キロメートル)はその7パーセントにも満たないのだから、ダムが北川下流域の洪水を防止する何ほどの効果も果たせないのは明白だからである。

民主党政権に取り敢えず河内川ダムの事業継続を承認させるため、国交省河川局官僚と福井県は、河内川ダムを全体計画変更前の「多目的ダム」と事実を偽ったうえで、「補助事業ダム検証」の対象に据えたのである。

上記幼稚な詐欺の手口で国土交通省の「補助事業継続の決定」を得るや、福井県は翌平成24年1月から3月にかけて、慌ただしく松崎小浜市長を呼び出してこれまでの経過と河内川ダムの目的変更の事実を伝えた(前号)。

平成25年6月以降、福井県は県立大学海洋生物資源学部(小浜キャンパス)の講座「小浜の地下水」を公開するなど小浜市民の関心を地下水に向かわせ、小浜市(松崎市長)は、平成25年度～27年度にかけ5000万円余の事業費をかけて「小浜平野地下水調査」に取り組み、「河内川ダム用水による安定した水道水源の確保」路線からの離脱、及び、小浜平野の地下水利用へと小浜市上水道の水源政策を転換した。

この政策転換後の平成25年度以降、小浜市が福井県に支払った無駄で違法、不当な河内川ダム負担金は12億円を超えている。

(次号に続く)